

固定資産税・都市計画税の減免制度の概要について

次の事項に該当するときは、納期限前に申請することにより、固定資産税・都市計画税の減免を受けることができる場合があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

1 災害により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産

震災、風水害、火災、落雷等により甚大な損害を受け次の条件に該当するとき。
(職員が現地調査させていただきます。)

【土地】

災害により地形が変わった割合	減免の割合
10分の8以上	全部
10分の6以上 10分の8未満	10分の8
10分の4以上 10分の6未満	10分の6
10分の2以上 10分の4未満	10分の4

【家屋】

損傷の程度	減免の割合
全焼、全壊、流失、埋没等により家屋の原型をとどめないとき又は主要構造部が著しく損傷し当該家屋の価格の10部分の6以上の価値を減じたとき	全部
その他家屋に損傷をうけ、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の1以上の価値を損じたとき	10分の5

【償却資産】

【家屋】に準じます。

2 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方が所有する固定資産

生活保護法による扶助を受けている方又はこれに準じた方が所有する固定資産

事 由	減免の割合
生活保護法の規定による扶助を受ける方が所有する固定資産	全部
学校教育法の就学援助を受けている要保護者または他の者から経済的援助を受けている方で、世帯の収入の合計が「生活保護による生活扶助、教育扶助、住宅扶助」の合計額以下である方で自ら居住の用に供している固定資産（面積要件あり）	全部

3 公共・公益のために使用する固定資産

公共又は公益のために利用されている固定資産

※納期限を過ぎたものや、既に納付されたものは減免できません。

◎問い合わせ先

帯広市 資産税課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1

電 話：0155-65-4122(土地)、0155-65-4123(家屋)、0155-65-4124(償却)

F A X：0155-23-0154

Eメール: property_tax@city.obihiro.hokkaido.jp